

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和56年6月30日提出の証券取引法第24条第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度
自 昭和54年4月1日
至 昭和55年3月31日
自 昭和55年4月1日
至 昭和56年3月31日

大 蔵 大 臣 殿

昭和56年7月23日提出

会社名	ユニチカ株式会社
英訳名	UNITIKA LTD.
代表者の 役職氏名	代表取締役社長 小寺新六郎



本店の所在の場所

兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地

(大阪本社)

大阪市東区北久太郎町4丁目68番地

電話 大阪(252) 6111

連絡者

経理部長 北川 堅 一

もよりの連絡場所

(東京本社)

東京都中央区日本橋室町3丁目4番地 JPビルディング

電話 東京(243) 1511

連絡者

東京経理部長 五味 正義

監 査 報 告 書

ユニチカ株式会社

代表取締役社長 小寺 新六郎 殿

作成年月日 昭和56年7月10日

監査法人の名称 等松・青木監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

中辻 稔

代表社員
関与社員

公認会計士

伊藤 晋三郎



関与社員

公認会計士

吉川 郁夫



当監査法人は、証券取引法第198条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられているユニチカ株式会社の昭和55年4月1日から昭和56年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。この監査に当つては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、連結総資産及び売上高のうちそれぞれ29%及び25%を構成する連結子会社株式会社大蔵屋及びユニチカケミカル株式会社の財務諸表の監査は、他の監査人により実施された。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、連結損益計算書脚注8に記載する販売用土地に係る支払利息の会計処理の変更を除き前連結会計年度と同一の基準にしたがつて継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認められた。よつて、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、ユニチカ株式会社及び連結子会社の昭和56年8月31日現在の財政状態及び同日をもつて終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

主たる事務所所在地

東京都港区虎ノ門1丁目2番8号 虎門琴平会館

電話 東京(03)503-7221(代)

関与社員が執務した
事務所所在地

大阪市東区瓦町5丁目39番地 大阪化学繊維会館

電話 大阪(06)202-3066(代)

連 結 財 務 諸 表

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	期 別	前期 (昭和55年3月31日現在)			当期 (昭和56年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
資 産 の 部				%			%
I 流 動 資 産							
1. 現 金 及 び 預 金 (注8)			54,245			61,777	
2. 受取手形及び売掛金 (注1)(注8)			47,083			47,479	
3. 非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金 (注1)(注8)			14,510			13,439	
4. 有 価 証 券 (注8)(※2)			11,767			11,397	
5. た な 卸 資 産 (注8)(※1)			82,578			99,529	
6. 前 渡 金			15,263			13,189	
7. 前 払 費 用			3,777			4,128	
8. 非連結子会社及び関連会社 営業外受取手形 (注1)(注8)			9,520			11,180	
9. 非連結子会社及び関連会社 短期貸付金			25,590			26,704	
10. 短 期 債 権			12,932			7,623	
11. 非連結子会社及び関連会社 短期債権			3,250			2,166	
12. そ の 他			99			212	
13. 貸 倒 引 当 金			△ 1,847			△ 1,131	
流動資産合計			278,767	72.0		297,692	74.6
II 固 定 資 産							
(1) 有形固定資産							
1. 建物及び構築物 (※8)		28,667			29,504		
減価償却引当金		13,527	15,140		14,398	15,106	
2. 機械及び装置 (※4)		98,006			99,434		
減価償却引当金		68,802	29,704		69,218	30,216	
3. 運 搬 具 (※5)		949			1,007		
減価償却引当金		691	258		735	272	
4. 工具・器具及び備品 (※6)		4,623			4,895		
減価償却引当金		3,758	865		3,872	1,023	
5. 土 地			4,025			4,125	
6. 建設仮勘定			2,339			3,045	
有形固定資産合計			52,331	13.5		53,787	13.5
(2) 無形固定資産							
施設利用権等			466	0.1		439	0.1
(3) 投資その他の資産							
1. 投資有価証券 (注8)(※2)			3,208			3,360	
2. 非連結子会社及び関連会社株式 (注8)(※2)			19,861			19,549	
3. 出 資 金 (注8)			341			320	
4. 非連結子会社及び関連会社出資金			1,472			1,468	
5. 長期貸付金			2,301			2,072	

(単位:百万円)

科 目	期 別	前期(昭和55年3月31日現在)			当期(昭和56年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
6. 非連結子会社及び関連会社				%			%
長期貸付金			15,966			17,446	
7. 非連結子会社及び関連会社							
長期営業外受取手形			9,452			995	
8. そ の 他			6,205			7,259	
9. 貸倒引当金		△	2,498		△	4,802	
10. 投資損失引当金		△	907		△	668	
投資その他の資産合計			55,401	14.4		46,999	11.8
固定資産合計			108,198	28.0		101,225	25.4
Ⅲ 繰延資産							
1. 社債発行差金			12			6	
2. 開 発 費			8			3	
繰延資産合計			20	0.0		9	0.0
資 産 合 計			386,985	100.0		398,926	100.0
負債の部							
Ⅰ 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金			71,530			75,849	
2. 非連結子会社及び関連会社							
支払手形及び買掛金			14,646			11,533	
3. 短期借入金			88,624			104,214	
4. 一年以内返済予定の長期借入金			33,329			36,592	
5. 一年以内償還の社債			550			550	
6. 未 払 費 用			2,396			2,585	
7. 預 り 金			12,177			11,529	
8. 非連結子会社及び関連会社							
預 り 金			19,405			16,426	
9. 賞与引当金(*8)			1,932			1,890	
10. 事業税引当金			106			115	
11. 法人税等引当金			276			244	
12. 建設工事代支払手形			1,840			1,734	
13. 前 受 金			8,434			6,957	
14. そ の 他			1,788			2,263	
流動負債合計			257,033	66.4		272,481	68.3
Ⅱ 固定負債							
1. 社 債			3,500			2,950	
2. 長期借入金			89,346			88,604	
3. 退職給与引当金(*7)			6,363			5,524	
4. そ の 他			1,288			1,184	
固定負債合計			100,497	26.0		98,262	24.6

(単位: 百万円)

科 目	期 別	前 期 (昭和 55年 3月 31日現在)			当 期 (昭和 56年 3月 31日現在)		
		内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
Ⅲ 特 定 引 当 金				%			%
1. 価 格 変 動 準 備 金			118			56	
2. 特 別 償 却 準 備 金			93			78	
3. 公 害 防 止 準 備 金			34			33	
4. 海 外 市 場 開 拓 準 備 金			38			63	
特定引当金合計			283	0.1		230	0.1
Ⅳ 連 結 調 整 勘 定			75	0.0		38	0.0
Ⅴ 少 数 株 主 持 分			3,041	0.8		2,830	0.7
負 債 合 計			360,929	93.3		373,841	93.7
資 本 の 部							
Ⅰ 資 本 金			23,798	6.1		23,798	6.0
Ⅱ 資 本 準 備 金			2,373	0.6		2,373	0.6
Ⅲ 利 益 準 備 金			1,563	0.4		1,585	0.4
			27,734	7.1		27,756	7.0
Ⅳ 欠 損 金			1,678	△ 0.4		2,671	△ 0.7
資 本 合 計			26,056	6.7		25,085	6.3
負 債 資 本 合 計			386,985	100.0		398,926	100.0

(脚 注)

前 期 (昭和 55年 3月 31日現在)		当 期 (昭和 56年 3月 31日現在)	
注1. 受 取 手 形 割 引 高	28,660百万円	注1. 受 取 手 形 割 引 高	30,945百万円
・ 非連結子会社及び関連会社 受取手形割引高	2,001百万円	非連結子会社及び関連会社 受取手形割引高	2,485百万円
非連結子会社及び関連会社 営業外受取手形割引高	8,055百万円	非連結子会社及び関連会社 営業外受取手形割引高	9,121百万円
注2. 保 証 債 務	49,627百万円	注2. 保 証 債 務	53,789百万円
注3. 担 保 資 産		注3. 担 保 資 産	
現金及び預金	944百万円	現金及び預金	1,397百万円
受 取 手 形	8,992百万円	受 取 手 形	8,216百万円
た な 卸 資 産	26,470百万円	た な 卸 資 産	31,580百万円
有 形 固 定 資 産	46,034百万円	有 形 固 定 資 産	46,308百万円
有価証券及び投資有価証券	5,953百万円	有価証券及び投資有価証券	5,933百万円
非連結子会社及び関連会社株式	1,955百万円	非連結子会社及び関連会社株式	2,080百万円
出 資 金	74百万円	出 資 金	74百万円
上記の資産は、短期借入金、長期借入金及び社債等の 担保に供せられている。		上記の資産は、短期借入金、長期借入金及び社債等の 担保に供せられている。	

(2) 連結損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	期 別	前 期(昭和54年4月1日から 昭和55年3月31日まで)			当 期(昭和55年4月1日から 昭和56年3月31日まで)		
		金 額		百分比	金 額		百分比
I 売 上 高			358,718	100.0%		379,218	100.0%
II 売 上 原 価			316,793	88.3		335,564	88.5
売 上 総 利 益			41,925	11.7		43,654	11.5
III 販売費及び一般管理費 (注1)(注2)			23,893	6.7		26,400	7.0
営 業 利 益			18,032	5.0		17,254	4.5
IV 営 業 外 収 益							
1. 受取利息及び割引料		4,964			6,706		
2. 受 取 配 当 金		368			512		
3. そ の 他		2,686	8,018	2.2	3,407	10,625	2.8
V 営 業 外 費 用							
1. 支払利息及び割引料 (注3)		19,168			25,348		
2. 社 債 利 息		426			373		
3. そ の 他		2,202	21,796	6.0	2,262	27,983	7.3
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)			4,254	1.2		△ 104	△ 0.0
VI 特 別 利 益							
1. 固 定 資 産 売 却 益		1,600			281		
2. 非連結子会社に対する固定資産売却益		254			-		
3. 退職給与引当金取崩額 (注3)		-			1,167		
4. 非連結子会社株式売却益 (注4)		1,463			96		
5. そ の 他		94	3,411	1.0	147	1,691	0.4
VII 特 別 損 失							
1. 構 造 改 善 費 用 (注5)		334			624		
2. 貸倒引当金繰入額		477			1,597		
3. 投資損失引当金繰入額		-			10		
4. 出 向 関 係 費 用 (注6)		873			-		
5. 特 別 退 職 金 (注7)		5,432			-		
6. 賞与引当金繰入額		130			-		
7. そ の 他		488	7,734	2.2	249	2,480	0.6
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			69	△ 0.0		893	△ 0.2
VIII 特定引当金取崩額							
1. 価格変動準備金取崩額		2			72		
2. 特別償却準備金取崩額		12			15		
3. 公害防止準備金取崩額		-			13		
4. 海外市場開拓準備金取崩額		-	14	0.0	7	107	0.0

(単位:百万円)

科 目	前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)			当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
Ⅹ 特定引当金繰入額			%			%
1. 価格変動準備金繰入額	51			10		
2. 特別償却準備金繰入額	19			-		
3. 公害防止準備金繰入額	-			17		
4. 海外市場開拓準備金繰入額	38	108	0.0	27	54	0.0
税金等調整前当期損失		163	△ 0.0		840	△ 0.2
法人税及び住民税		346	0.1		304	0.1
少数株主利益又は損失(△)		114	0.0		△ 147	△ 0.0
連結調整勘定当期償却額		39	0.0		38	0.0
当 期 損 失		584	△ 0.1		959	△ 0.8

(脚 注)

前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)	当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)
注1. 「販売費及び一般管理費」のうち、販売費、一般管理費の比率は下記のとおりである。 販 売 費 23.0 % 一 般 管 理 費 77.0 % 注2. 「販売費及び一般管理費」のうち、主要な費目は下記のとおりである。 貸倒引当金繰入額 188百万円 賞与引当金繰入額 668百万円 退職給与引当金繰入額等 404百万円 減価償却費 155百万円 運送費及び保管料 2,510百万円 賃 金 6,617百万円 注3. - 注4. 非連結子会社であつたダイセン流通サービス株式会社の株式を関連会社へ売却したものである。 注5. 「構造改善費用」の内容は、関係会社債権整理損失(72百万円)、設備廃棄損失(98百万円)、その他合理化費用(164百万円)である。 注6. 関係会社以外への出向者に係る人件費(賃金、賞与、法定福利費、退職金)の連結財務諸表提出会社負担額である。 注7. 転進援助措置に基づく退職者に対する特別退職金である。	注1. 「販売費及び一般管理費」のうち、販売費、一般管理費の比率は下記のとおりである。 販 売 費 22.8 % 一 般 管 理 費 77.2 % 注2. 「販売費及び一般管理費」のうち、主要な費目は下記のとおりである。 貸倒引当金繰入額 58百万円 賞与引当金繰入額 558百万円 退職給与引当金繰入額等 427百万円 減価償却費 175百万円 運送費及び保管料 2,650百万円 賃 金 6,812百万円 技 術 研 究 費 2,845百万円 注3. 連結財務諸表作成のための基本となる事項脚注4(3)を参照のこと。 注4. 非連結子会社である国産株式会社の株式を非連結子会社へ売却したものである。 注5. 「構造改善費用」の内容は、設備廃棄損失(399百万円)その他合理化費用(225百万円)である。 注6. - 注7. -

前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)	当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)
注8	注8 会計処理の原則及び手続の変更 連結財務諸表提出会社は支払利息について従来そのすべてを発生事業年度の費用として処理していたが、不動産事業の拡大による販売用土地の先行取得の増加に伴い販売用土地に係る支払利息については収益費用の期間対応をより明確にするため、当期より取得価額に算入することにした。この変更により当期の支払利息は280百万円減少し、当期損失は177百万円減少している。

(3) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)		当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
I 欠 損 金 期 首 残 高		1,080		1,678
II 欠 損 金 増 加 高				
1. 利 益 準 備 金 繰 入 額	9		22	
2. 役 員 賞 与	5	14	12	34
III 当 期 損 失		584		959
IV 欠 損 金 期 末 残 高		1,678		2,671

(4) 連結財務諸表作成のための基本となる事項

前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)	当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は8社であり、非連結子会社は48社である。非連結子会社のうち御ユニチカブラジル、プラスコット(有)及びグワイラ農産(有)はブラジルと我国との会計制度の根本的相違、ブラジルにおける著しいインフレーションの進行等を考慮して連結の範囲から除外した。その他の非連結子会社の総資産及び売上高は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号)附則2により、(有)ユニチカブラジル等の非連結子会社(48社)及びオートタイヤ(株)等の関連会社(52社)に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価している。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、(株)大蔵屋は10月31日、ユニチカサンシ(株)は2月末日がそれぞれ決算日である。連結財務諸表作成に当つては、(株)大蔵屋については、連結決算日現在で実施した正規の決算手続に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用している。ユニチカサンシ(株)については、2月末日の決算財務諸表を使用しているが連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行つている。 なお、ユニチカ通商(株)は、当期において決算日を変更し連結決算日を同社の決算日とした。	1. 連結の範囲に関する事項 (イ) 連結子会社は8社であり、非連結子会社は47社である。非連結子会社の総資産及び売上高は、連結総資産及び売上高のそれぞれ8.0%、7.7%で、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 (ロ) 連結子会社名及び非連結子会社名については、有価証券報告書第6親会社及び子会社に関する事項を参照のこと。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号)附則2により、(有)ユニチカブラジル等の非連結子会社(47社)及び大阪染工(株)等の関連会社(51社)に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価している。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、(株)大蔵屋は10月31日、ユニチカサンシ(株)は2月末日がそれぞれ決算日である。連結財務諸表作成に当つては、(株)大蔵屋については、連結決算日現在で実施した正規の決算手続に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用している。ユニチカサンシ(株)については、2月末日の決算財務諸表を使用しているが連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行つている。

前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)	当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)														
4. 会計処理基準に関する事項 採用した会計処理の原則及び手続 (1) 資産の評価基準 たな卸資産 主として移動平均法による原価法である。 ただし、原料・貯蔵品については、一部の連結子会社で総平均法による原価法を採用している。 また、製品・商品については、一部の連結子会社で個別法による原価法・売価還元法による原価法を採用している。 有価証券及び投資有価証券 移動平均法による原価法である。 (2) 有形固定資産の減価償却方法 連結財務諸表提出会社の繊維部門及び連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社2社の有形固定資産については定額法であり、その他の有形固定資産については定率法によっている。 定額法適用資産簿価 64.5% 定率法適用資産簿価 35.5% なお、従来定額法で償却されていた連結財務諸表提出会社の機械及び装置が、連結子会社に売却されその一部が定率法で償却されている。この売却により減価償却資産については未実現利益は発生していないが、償却方法等が異なつたことにより当期の減価償却費は前期に比較して180百万円増加している。 (3) 退職給与引当金の設定基準 期末自己都合退職金要求支給額の1/2 相当額を計上している。 退職年金制度 連結財務諸表提出会社及び連結子会社4社は、非連結子会社及び関連会社等とともに調整年金制度を採用しており、昭和54年3月31日現在における、この調整年金の年金資産額は11,118百万円(厚生年金保険法第85条2に規定する責任準備金5,197百万円を含む)であり、また昭和54年3月31日現在における過去勤務費用の償却期間は同日以後約14年である。なお、この調整年金制度の加入者は昭和55年3月31日現在、連結財務諸表提出会社8,036名、連結子会社1,164名、非連結子会社及び関連会社等2,386名である。 また、連結子会社2社はそれぞれ適格年金制度を採用しているが、それらの年金資産額はいずれも重要ではない。	4. 会計処理基準に関する事項 採用した会計処理の原則及び手続 (1) 資産の評価基準 (※1) たな卸資産 <table border="0"> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>移動平均法による原価法</td><td>主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。</td></tr> </table> (※2) 有価証券及び投資有価証券 移動平均法による原価法である。ただし、一部については投資価値により評価減をしている。 (2) 有形固定資産の減価償却方法 <table border="0"> <tr> <th>連結財務諸表提出会社</th><th>連結子会社</th></tr> <tr> <td>(※3) 建物及び構築物 定率法</td><td>連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている。</td></tr> <tr> <td>(※4) 機械及び装置 定率法</td><td></td></tr> <tr> <td>(※5) 運搬具 定率法</td><td></td></tr> <tr> <td>(※6) 工具・器具及び備品 定率法</td><td></td></tr> </table> 定額法適用資産簿価 65.0% 定率法適用資産簿価 35.0% (3) 退職給与引当金の設定基準 (※7) 税法の改正に基づき、当期より残高基準を期末要支給額の50/100から同40/100に変更した。 なお、この変更に伴い連結財務諸表提出会社は前期末要支給額の10/100を一括して取崩し、特別利益に計上した。なお、大部分の連結子会社は経過措置の適用を受けているが、期首より40/100によつた場合の繰入額への影響は僅少である。 退職年金制度 連結財務諸表提出会社及び連結子会社4社は、非連結子会社及び関連会社等とともに調整年金制度を採用しており、昭和55年3月31日現在における、この調整年金の年金資産額は10,728百万円(厚生年金保険法第85条2に規定する責任準備金5,810百万円を含む)であり、また昭和55年3月31日現在における過去勤務費用の償却期間は同日以後約13年である。なお、この調整年金制度の加入者は昭和56年3月31日現在、連結財務諸表提出会社8,228名、連結子会社1,161名、非連結子会社及び関連会社等2,082名である。 また、連結子会社2社はそれぞれ適格年金制度を採用しているが、それらの年金資産額はいずれも重要ではない。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	移動平均法による原価法	主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。	連結財務諸表提出会社	連結子会社	(※3) 建物及び構築物 定率法	連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている。	(※4) 機械及び装置 定率法		(※5) 運搬具 定率法		(※6) 工具・器具及び備品 定率法	
連結財務諸表提出会社	連結子会社														
移動平均法による原価法	主として移動平均法による原価法である。ただし一部の会社では個別法による原価法、総平均法による原価法及び売価還元法による原価法を採用している。														
連結財務諸表提出会社	連結子会社														
(※3) 建物及び構築物 定率法	連結子会社1社の機械及び装置並びに連結子会社2社の有形固定資産については定額法であり、その他の会社については定率法によっている。														
(※4) 機械及び装置 定率法															
(※5) 運搬具 定率法															
(※6) 工具・器具及び備品 定率法															

前 期 (昭和54年4月 1日から、 昭和55年3月31日まで)	当 期 (昭和55年4月 1日から、 昭和56年3月31日まで)														
(4) 賞与引当金の設定基準 連結財務諸表提出会社及び連結子会社4社は税法基準(暦年基準)により、また連結子会社4社は税法基準(支給対象期間基準)によっている。 なお、支給対象期間基準を採用している連結子会社4社のうち、2社は当期において暦年基準より変更したものである。この変更に伴い、従来の方法と比較して賞与引当金は184百万円増加し、当期損失は152百万円増加している。また、この変更による前期損益修正損130百万円は特別損失に計上している。 (5) 外貨建資産及び負債の換算基準 外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)にしたがって処理している。 ① 外国通貨については、決算日の為替相場により円換算している。 ② 外貨建の金銭債権債務のうち、短期金銭債権債務(外貨預金を含む)については、決算日の為替相場により、長期金銭債権債務については、取得時または発生時の為替相場により円換算している。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、予約レートにより円換算している。 なお、外貨建長期金銭債権債務を決算日の為替相場により円換算すると以下のとおりである。 <table data-bbox="324 1509 917 1646"> <tr> <td>非連結子会社及び関連会社 長期貸付金</td><td>250 百万円</td></tr> <tr> <td>長 期 借 入 金</td><td>219 百万円</td></tr> </table> ③ 上記以外の外貨建資産・負債については取得時または発生時の為替相場により円換算している。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 (1) 連結財務諸表提出会社投資勘定と連結子会社資本勘定の相殺消去は段階法によっている。 (2) 投資勘定と資本勘定との消去差額については、原因分析を行なったが、発生原因が明らかなものはない。したがって全額を連結調整勘定に計上して、5年間の均等償却を行なっている。 6. 未実現損益の消去に関する事項 連結会社間の資産の売買に伴う重要な未実現損益はすべて全額消去し、少数株主持分には負担せしめていない。ただし、たな卸資産について時価の低落を反映している未実現損失については消去していない。減価償却資産に含まれる未実現損益は、重要なものがなかったため消去していない。 7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 在外連結子会社はない。	非連結子会社及び関連会社 長期貸付金	250 百万円	長 期 借 入 金	219 百万円	(4) 賞与引当金の設定基準 (※8) <table data-bbox="1139 617 1767 836"> <tr> <td><u>連結財務諸表提出会社</u></td><td><u>連結子会社</u></td></tr> <tr> <td>税法基準(暦年基準)</td><td>税法基準(暦年基準)</td></tr> <tr> <td></td><td>4 社</td></tr> <tr> <td></td><td>税法基準(支給対象期間基準)</td></tr> <tr> <td></td><td>4 社</td></tr> </table> (5) 外貨建資産及び負債の換算基準 外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)にしたがって処理している。 ① 外国通貨については、決算日の為替相場により円換算している。 ② 外貨建の金銭債権債務のうち、短期金銭債権債務(外貨預金を含む)については、決算日の為替相場により、長期金銭債権債務については、取得時または発生時の為替相場により円換算している。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、予約レートにより円換算している。 ③ 上記以外の外貨建資産・負債については取得時または発生時の為替相場により円換算している。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 同 左 6. 未実現損益の消去に関する事項 同 左 7. 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 同 左	<u>連結財務諸表提出会社</u>	<u>連結子会社</u>	税法基準(暦年基準)	税法基準(暦年基準)		4 社		税法基準(支給対象期間基準)		4 社
非連結子会社及び関連会社 長期貸付金	250 百万円														
長 期 借 入 金	219 百万円														
<u>連結財務諸表提出会社</u>	<u>連結子会社</u>														
税法基準(暦年基準)	税法基準(暦年基準)														
	4 社														
	税法基準(支給対象期間基準)														
	4 社														

前 期 (昭和54年4月 1日から 昭和55年3月31日まで)	当 期 (昭和55年4月 1日から 昭和56年3月31日まで)
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されている。連結子会社の利益準備金については、株式取得日以降に発生した連結持分を連結利益準備金に含めている。 9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 税効果会計（法人税の期間配分の処理）は適用していない。	8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左 9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項 同 左